

前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について（議案第120号）

都市計画課

1 制定の理由

美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって住民の生活環境の保全に寄与するため、再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定める。

2 主な内容

(1) 基本理念

前橋市の美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

(2) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(3) 市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(4) 土地所有者等の責務

土地所有者等（事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者）は、事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

(5) 事業者の責務

事業者（電気事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備を設置する事業を計画し、これを実施する者）は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう十分配慮し、並びに近隣住民（事業区域の境界から100メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建物を所有する者）及び該当自治会（事業区域の境界から100メートル以内の区域を含む自治会）との良好な関係を保たなければならない。

(6) 特別保全地区

市長は、自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要な次に掲げる地区を、特別保全地区として指定するものとする。

ア 赤城山地区 前橋市景観条例第7条の規定に基づく前橋市景観計画に定める景観類型図の森林地区（富士見町赤城山、富士見町皆沢、金丸町、東金丸町、三夜沢町及び粕川町中之沢の全部並びに富士見町山口、富士見町市之木場、富士見町石井、富士見町小暮、嶺町、小坂子町、滝窪町、市之関町、柏倉町、鼻毛石町、苗ヶ島町及び粕川町室沢の各一部で市長が指定する地区）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

ウ その他市長が指定する地区

(7) 特別保全地区内の事業の許可

ア 事業計画の許可

(ア) 事業者は、特別保全地区内において事業を行おうとするときは、事業区域ごとに事業に関する計画（事業計画）を定め、当該事業計画について市長の許可を受けなければならない。

(イ) 許可申請が不要な事業

太陽光発電設備	建築物の屋根等に設置する事業
風力、水力、地熱、バイオマス等発電設備	発電出力が2,000キロワット未満の事業
	環境影響評価法又は群馬県環境影響評価条例の対象となる事業

イ 事前協議等

(ア) 事業者は、事業計画の許可又は変更の許可を申請しようとするときは、あらかじめ事業計画について、市長に届け出て協議しなければならない。

(イ) 事業者は、市長との協議が終了した後、近隣住民及び該当自治会の区域に居住する者（近隣住民等）に対し事業計画の周知を図るため、当該事業計画に係る土地に標識を設置するとともに、当該標識を設置した日から起算して14日以内に近隣住民等に対して当該事業計画についての説明会を開催しなければならない。

(ウ) 近隣住民等は、説明会を開催した事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。

(エ) 近隣住民等による意見の申出があったときは、当該事業者は、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。

(オ) 事業者は、標識を設置し、又は近隣住民等への説明会を開催したとき、近

隣住民等による意見の申出があったとき、及び近隣住民等と協議を行ったときは、市長に報告しなければならない。

ウ 着手の届出

許可事業者は、当該許可に係る事業に着手するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

エ 完了の届出等

(ア) 許可事業者は、当該許可に係る事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該事業を廃止した場合も、同様とする。

(イ) 市長は、完了の届出があったときは、速やかに、許可の内容に適合していることを検査し、その結果を許可事業者に通知するものとする。

(ウ) 市長は、検査の結果、許可の内容に適合しないと認めるときは、当該許可事業者に対し、相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除却、事業区域の原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

オ 手数料

事業計画の許可等に係る申請手数料の額を次のとおり定める。

(ア) 事業計画の許可 3万円

(イ) 事業計画の変更許可 2万円

(8) 前橋市再生可能エネルギー発電設備設置審議会

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する重要事項を調査審議するため、前橋市再生可能エネルギー発電設備設置審議会（審議会）を置く。

ア 審議会は、委員7人以内で組織する。

イ 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

ウ 委員の任期は、2年とする。

(9) 措置命令

ア 市長は、許可事業者が許可を受けた事業計画に従って事業を行っていないと認めるときは、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

イ 市長は、規定に違反した事業者に対し、事業の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(10) 土地所有者等に対する措置

ア 市長は、特別保全地区内の事業（この条例の規定により許可を受けて行う事業又はこの条例の施行前に行われた事業若しくはこの条例の施行の際、既に着

手している事業であって、その事業がこの条例の施行後に行われたとしたならばこの条例の規定により許可を受けて行うこととなるものに限る。以下同じ。)が行われた土地において、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。

イ アの場合において、土地所有者等以外の者の行為により、アに掲げる事態が生ずるおそれがあると認められるときは、当該者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。

(11) 違反事実の公表

ア 市長は、事業者に対し措置命令等をしたときは、当該事業者の氏名及び住所並びに措置命令等の内容を公表することができる。

イ 市長は、事業者がこの条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるときは、当該事業者の氏名及び住所並びに不正行為の内容を公表することができる。

3 施行期日

平成28年12月1日